

政策統括官 恩給担当

政策統括官

統計企画管理官
統計審査官
統計調整官
国際統計管理官
恩給管理官

Mission 恩給は、かつて身体、生命を捧げて国家のために尽くされた旧軍人等とその遺族を対象とした、国家補償を理念とする年金制度です。恩給は、これらの方々の生活の支えとなっていることから、政策統括官(恩給担当)では、受給者への適正な支給などに努めています。

恩給制度の概要

恩給制度は、明治8年4月、佐賀の乱、台湾出兵等を背景に、これらの鎮圧等により負傷し、罹病し又は死亡した陸軍軍人やその遺族を対象として発足したわが国で最も古い年金制度です。

旧軍人以外の文官等の年金は、昭和34年に国家公務員共済組合法が施行されたこと等により、恩給制度から共済制度に移行しました。

現在、恩給受給者数は122千人で、その大半は、先の大戦において、国の命令で軍務に服し、身体、生命を捧げて国のために尽くした旧軍人やその遺族です。

恩給受給者の平均年齢は94.8歳(令和4年3月末)となっています。

恩給年額は、国民年金の引上率を用いて改定する仕組みとなり、これにより適正な水準を確保しています。

区分	受給者数
本人に対する給付	2千人(179人)
遺族に対する給付	119千人(2千人)
計	122千人(2千人)

注)受給者数は、令和5年度予算人員。()は一般文官で内数。

恩給業務の概要

恩給請求(主に遺族からの請求)等に対し、迅速かつ適正な処理を行うとともに、受給者に対して正確・確実な支給を行っています。

また、恩給受給者の高齢化が著しいことを踏まえ、親切・丁寧な対応に努めています。

Topic 恩給顧問医について

恩給を受ける権利の裁定に際し、医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画してもらうため、総務省には恩給顧問医が置かれています。

恩給顧問医は、戦傷病者等に対して支給される恩給の審査に当たり、公務性の認否、障害の程度の査定、軽快の見込みの有無等について、医学的な見地から鑑定を行っています。

恩給行政において、顧問医が初めて設置されたのは、明治27年勅令第49号「内閣恩給局二顧問医ヲ置クノ件」の公布によるものです。

創設当時の顧問医は、

常務顧問医 山根 正次(警察医長)

顧問医 青山 胤通(医科大学教授医学博士)

顧問医 森 林太郎(陸軍一等軍医医学博士(小説家 森鷗外))

の3人でした。現在、10名の恩給顧問医が総務大臣により任命されています。

初代恩給局顧問医



青山 胤通



(常務)山根 正次



森 林太郎(森 鷗外)

公害等調整委員会

公害等調整委員会

総務課
審査官

Mission 公害等調整委員会は、
(1)調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること(公害紛争処理制度)
(2)鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること(土地利用調整制度)を主な任務とする行政委員会です。

公害紛争の迅速・適正な解決

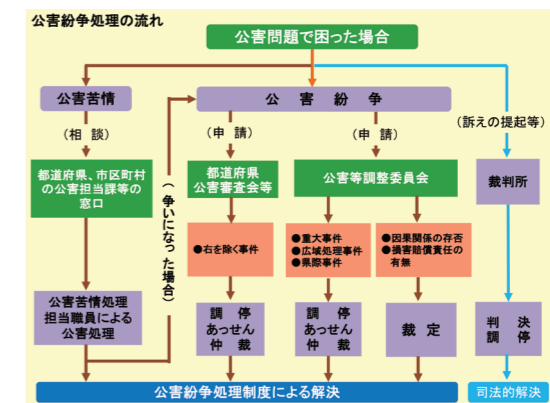
【「公害」とは?】

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることと定義されています。

【公害紛争処理制度の仕組み】

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」により公害紛争処理制度が設けられ、公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会が、各都道府県には公害審査会等が置かれています。

このような公害紛争処理機関とは別に公害苦情を迅速・適正に解決するために、都道府県及び市区町村には公害苦情相談窓口が設けられています。



【公害紛争処理手続の種類】

公害紛争処理制度には、「裁定」、「調停」等の手続があります。このうち、裁定は、加害行為と被害との間の因果関係の存否(原因裁定)や損害賠償責任(責任裁定)に関し、法律判断を行うことによって、また、調停は、公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。公害等調整委員会では、これらの許認可などの処分に対する不服がある者からの申請について、不服の裁定を行い、一般公益や他の産業との調整を図ります。

Topic 書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用

令和5年4月1日から、公害紛争処理手続における書面等の電子提出の範囲が拡大しました。また、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、ウェブ会議方式により手続を実施する場合があります。詳細は、当委員会ホームページをご覧ください。

公式Twitterアカウントでも随時情報を発信しますので、フォローをお願いします。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html

